第十三条第五号	地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）	地方交付税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十三年政令第八十六号）第二条の規定による改正前の地方財政の特別措置に関する法律施行令（平成十一年政令第九十五号）第二条の規定により読み替えられた地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）附則第七条の四第二項の規定により読み替えられた同令
	基準財政収入額	基準財政収入額（地方交付税法附則第七条の二第二項に規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により加算した額がある場合にあつては当該額に相当する額を控除した額とし、当該算定方法により控除した額がある場合にあつては当該額に相当する額を加算した額とする。）
	自動車重量譲与税	児童手当及び子ども手当特例交付金、自動車重量譲与税

（平成二十三年度における標準的な規模の収入の額の特例）

第十五条　平成二十三年度における第十三条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十三条第一号イ	同法第十四条	同法附則第七条の二の規定の適用がないものとした場合における地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号。以下この号において「特例交付金法」という。）第九条第二項の規定により読み替えられた同条第一項及び地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）第三十九条の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条（以下この条において「読替え後の地方交付税法第十四条」という。）
	同条	読替え後の地方交付税法第十四条
第十三条第一号ロ	算定した地方揮発油譲与税	算定した児童手当及び子ども手当特例交付金（特例交付金法第二条第二項に規定する児童手当及び子ども手当特例交付金をいう。以下この条において同じ。）、地方揮発油譲与税
	地方交付税法第十四条	読替え後の地方交付税法第十四条
第十三条第一号ハ	当該地方揮発油譲与税	当該児童手当及び子ども手当特例交付金、地方揮発油譲与税
第十三条第二号	同法第十四条	読替え後の地方交付税法第十四条
	同条	読替え後の地方交付税法第十四条
	地方揮発油譲与税	児童手当及び子ども手当特例交付金、地方揮発油譲与税

第十三条第三号及び第四号	同法第十四条	読替え後の地方交付税法第十四条
	同条	読替え後の地方交付税法第十四条
	特別とん譲与税	児童手当及び子ども手当特例交付金、特別とん譲与税
第十三条第五号	地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）	地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令（平成十一年政令第九十五号）第二条第一項の規定により読み替えられた地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）附則第七条の四第二項の規定により読み替えられた同令
	基準財政収入額	基準財政収入額（地方交付税法附則第七条の二第二項に規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により加算した額がある場合にあつては当該額に相当する額を控除した額とし、当該算定方法により控除した額がある場合にあつては当該額に相当する額を加算した額とする。）
	自動車重量譲与税	児童手当及び子ども手当特例交付金、自動車重量譲与税

（平成二十四年度以後における標準的な規模の収入の額の特例）

第十六条　平成二十四年度以後の各年度における第十三条の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十三条第一号イ	同法第十四条	同法附則第七条の二の規定の適用がないものとした場合における地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第九条第一項及び地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）第三十九条の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条（以下この条において「読替え後の地方交付税法第十四条」という。）
	同条	読替え後の地方交付税法第十四条
第十三条第一号ロ	地方交付税法第十四条	読替え後の地方交付税法第十四条
第十三条第二号から第四号まで	同法第十四条	読替え後の地方交付税法第十四条
	同条	読替え後の地方交付税法第十四条
第十三条第五号	地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）	地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令（平成十一年政令第九十五号）第二条第一項の規定により読み替えられた地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）附則第七条の四第二項の規定により読み替えられた同令
	基準財政収入額	基準財政収入額（地方交付税法附則第七条の二第二項に規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により加算した額がある場合にあつては当該額に相当する額を控除した額とし、当該算定方法により控除した額がある場合にあつては当該額に相当する額を加算した額とする。）